

令和7年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する木造住宅について令和7年度中に耐震診断を実施する所有者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、東大和市補助金等交付規則(昭和42年規則第6号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法(日本建築防災協会)」に基づき、次号に掲げる診断機関が地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。

(2) 診断機関 次のア又はイに該当するものをいう。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づく登録を受けている建築士事務所で一般社団法人東京都建築士事務所協会立川支部に属しているもの

イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱(平成18年9月1日付け18都市建企第68号)に基づき東京都木造住宅耐震診断事務所登録名簿に掲載されている建築士事務所

(3) 所有者等 木造住宅を所有する個人又はその配偶者若しくは二親等以内の親族をいう。

(助成対象住宅)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅(以下「助成対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建て住宅であること。

(2) 所有者等が自ら居住するために延べ面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅であること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者で、第2条第2号の診断機関による耐震診断を受けたものとする。

(1) 助成対象住宅の所有者等とする。ただし、共有の助成対象住宅にあつては、代表者とする。

(2) 助成対象住宅の所有者等(共有の助成対象住宅にあつては共有者全員)が申請日現在において、納期が到来している市税を滞納していないこと。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、診断機関が行った耐震診断に要する費用の3分の1に相当する額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その額が5万円を超える場合は5万円を限度とする。

2 助成は、同一の助成対象住宅に対して1回限りとする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、原則として令和7年12月15日までに市長に申請しなければならない。

（1）耐震診断に係る費用の見積書の写し

（2）建築確認通知書又は検査済証の写し等の助成対象住宅の建築時期が確認できる書類

（3）登記事項証明書の写し等の助成対象住宅の所有者等が確認できる書類

（4）市税の納税証明書等の市税を滞納していないことが分かる書類

（5）住民票の写し

（6）第4条第1号ただし書の規定による場合は、代表者であることが確認できる書類

（7）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

3 市長は、助成金を交付しないことに決定したときは、東大和市木造住宅耐震診断費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成金の交付の申請内容に変更が生じたときは、東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付変更申請書（第4号様式）に、第6条第1項各号の書類のうち変更に係るものを添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認するときは東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付変更承認通知書（第5号様式）により、承認しないときは東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付変更不承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、変更内容を審査し必要に応じて、助成金の額を変更するものとする。

4 助成決定者は、耐震診断を中止するときは、東大和市木造住宅耐震診断中止届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出があったときは、当該助成金の交付決定はされなかったものとみなす。

（完了報告）

第9条 助成決定者は、耐震診断が完了したときは、東大和市木造住宅耐震診断完了報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1）耐震診断結果報告書の写し
- （2）耐震診断費用明細書又は契約書の写し
- （3）耐震診断費の領収書の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、書類の審査を行い、当該耐震診断が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付額確定通知書（第9号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（交付請求等）

第11条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は返還）

第12条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付が決定されている助成金の全部若しくは一部の取消し又は既に交付された助成金の全部若しくは一部の返還を東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付決定取消通知書（第11号様式）により、命ずることができる。

- （1）偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （2）助成金を助成目的以外の用途に使用したとき。
- （3）この要綱の規定又はこれに付した条件に違反したとき。

2 助成決定者は、前項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限内に当該助成金を市長に返還しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

申請者 住所
氏名
電話

令和7年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱の規定に基づき、木造住宅耐震診断費助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	円（耐震診断費用			円）
住 宅 の 所 在 地	東大和市			
所 有 形 態	1 単独所有	2 共有		
建 築 年 月 日	昭和	年	月	日
建 築 物 の 用 途	1 専用住宅	2 併用住宅		
建 築 物 の 規 模	地上	階	建築面積 m ²	延べ面積 m ² (内住宅部分 m ²)
耐震診断実施 予 定 年 月	年 月から			
添 付 書 類	(1) 耐震診断に係る費用の見積書の写し (2) 建築確認通知書又は検査済証の写し等の助成対象住宅の建築時期が確認できる書類 (3) 登記事項証明書の写し等の助成対象住宅の所有者等が確認できる書類 (4) 市税の納税証明書等の市税を滞納していないことが分かる書類 (5) 住民票の写し (6) 助成対象住宅が共有の場合は、申請者が代表者であることが確認できる書類 (7) その他（ ）			

第 年 月 日 号

様

東大和市長 

東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震診断費助成金の交付について、次の
とおり決定したので通知します。

なお、助成金は、口座振り込みとなりますので、振込先を市に登録していない場合は、「登録
依頼書（新規・変更）」を提出してください。

交付決定金額	円
助 成 対 象 住 宅 所 在 地	東大和市
交 付 条 件	東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱及び東大和市補助金等交付 規則の規定を遵守すること。

第 年 月 日 号

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震診断費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震診断費助成金の交付について、次の理由により交付しないことに決定したので通知します。

1 申請の住宅所在地

東大和市

2 不交付決定理由

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付変更申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた東大和市
木造住宅耐震診断費助成金の申請内容を次のとおり変更したいので申請します。

助 成 対 象 住 宅 所 在 地	東大和市	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		
添 付 書 類		

第 年 月 日 号

様

東大和市長 

東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった東大和市木造住宅耐震診断費助成金の変更申請について次のとおり承認します。また、年 月 日付 第 号で交付決定した木造住宅耐震診断費助成金の額を 円に改めます。

助成対象住宅所在地	東大和市	
承認内容	変更前	変更後

第 年 月 日 号

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震診断費助成金の変更申請について、
次の理由により不承認としたので通知します。

1 助成対象住宅所在地

東大和市

2 不承認理由

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

東大和市木造住宅耐震診断中止届出書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた、耐震
診断を次の理由により中止するので届け出ます。

1 助成対象住宅所在地

東大和市

2 中止の理由

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

東大和市木造住宅耐震診断完了報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた
耐震診断が完了しましたので、次のとおり報告します。

助 成 対 象 住 宅 所 在 地	東大和市		
耐 震 診 断 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
耐震診断調査者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
耐 震 診 断 費 用	円		
交 付 決 定 額	円		
添 付 書 類	(1) 耐震診断結果報告書の写し (2) 耐震診断費用明細書又は契約書の写し (3) 耐震診断費の領収書の写し (4) その他 (		

第 号
年 月 日

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付額確定通知書

年 月 日付で提出された東大和市木造住宅耐震診断完了報告書を審査した結果、次のとおり助成金の額を確定したので通知します。

なお、助成金は、東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付請求書（第 1 0 号様式）の提出をもって、市に登録されている口座に振り込みます。

助 成 対 象 住 宅 所 在 地	東大和市
助 成 金 額	円

第 1 0 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

東大和市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

印

東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付請求書

年 月 日付 第 号で通知のあった交付額
確定通知書に基づき、助成金の交付を次のとおり請求します。

交 付 請 求 額	円
-----------	---

第 年 月 日 号

様

東大和市長



東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付を決定した耐震診断費助成金について、令和 7 年度東大和市木造住宅耐震診断費助成金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり交付の決定を取消し、助成金の返還を命じます。

助 成 対 象 住 宅 所 在 地	東大和市
交 付 決 定	年 月 日付 第 号
取 消 し の 範 囲	
取 消 し の 理 由	
返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日